相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区春日一丁目一四番地、最後の住所東京都江戸川区平井七丁目三一番二号

被相続人　亡　渡邉　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区日本堤二丁目四〇番地一、最後の住所埼玉県越谷市大沢三丁目三番一八号

被相続人　亡　豊島　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

事務所東京都中央区八丁堀四丁目九番四号東京ＳＴビル四階響法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金　建龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市北条二一四〇番地、最後の住所横浜市戸塚区深谷町二五番地一―一二六号

被相続人　亡　岩崎　欽二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

事務所東京都中央区八丁堀四丁目九番四号東京ＳＴビル四階響法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金　建龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市北条二一四〇番地、最後の住所横浜市戸塚区深谷町二五番地一―一二六号

被相続人　亡　岩崎　欽二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号サトウビル五階

相続財産管理人　弁護士　藤田　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市上除町二〇一二番地八、最後の住所新潟県長岡市寺泊金山四三二番地

被相続人　亡　小川　チヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

事務所新潟県三条市東裏館二丁目一八番六号

相続財産管理人　司法書士　大島留美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区寺尾西一丁目六一三二番地、最後の住所新潟市西区寺尾西一丁目三番一〇号

被相続人　亡　曽川　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

事務所新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル四階いなほ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　磯部　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市上中野七三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号　ソーラービル三階Ａ室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡川辺町比久見一四五二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奥村　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

事務所岐阜市端詰町五六番地ＪＡぎふビル別館三階廣瀬小島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小島　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市住吉区南住吉四丁目九番、最後の住所大阪市住吉区南住吉四丁目一〇番二―五〇二号

被相続人　亡　宮田スミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪市中央区平野町一丁目七番三号ＢＲＡＶＩ北浜五階　さくら北浜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区木川西一丁目二番、最後の住所大阪市北区西天満三丁目二番一〇号シャトー千代鶴五〇一号室

被相続人　亡　居森　唯一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

神戸市中央区明石町三二番地明海ビル八階神戸ブライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森田　将弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県かがわ市西山一九二番地二、最後の住所徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山一一八番地八四　養護老人ホーム鳴愛荘

被相続人　亡　岸田　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月八日

徳島県徳島市中洲町一丁目六四番地の一

相続財産管理人　立川　福夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年四月八日

一　墳墓等所在地　神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴一九二五番地

一　墳墓等の名称　西念寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　墓石名及び墓地番号　疋田家　一―二二、平井家　二―八、青木家　二―九、諸星家　三―七二、須田家　三―七七、村上家　四―五三

一　改葬を行おうとする者　神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴一九二五番地　西念寺　代表役員　小俣　弘昭

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を東京都知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十五年四月八日

一、住所　氏名　東京都西多摩郡奥多摩町氷川一四六三　青木　文男

営業保証金　金三万円